

生徒保健部より

～ 保護者の皆様へのお願い ～

生徒が明るく楽しい安全な高校生活を送るために、以下のことを生徒に指導して参ります。保護者の皆様におかれましてもご理解の上、ご協力をお願いいたします。

1 登下校について

- ① 始業10分前までに登校し、授業の準備をしましょう。
※ 朝食はとって登校しましょう。不規則な生活が原因で体調を崩さないよう注意してください。
- ② 最終下校時刻は午後4時45分です。補習や部活動等で居残る場合、担任や顧問、日直の先生に届け出てください。午後7時まで居残りを許可します。
- ③ やむを得ず欠席や遅刻をする場合は、生徒手帳の該当欄に理由を記入の上、事前に届け出てください。事前連絡ができない場合は電話などで連絡してください。
※ 遅刻は生活のリズムを狂わすだけでなく、HRや授業に対して迷惑がかかります。
基本的な生活習慣の確立のために、遅刻はしないように心がけましょう。
- ④ 登校後は下校時刻までの間、学校外へ出ることは禁止です。やむを得ず外出をする場合は、担任に届け出て、外出許可証を発行してもらってください。
- ⑤ 昼食は弁当を用意してください。
※ 校内では補食程度の購買が利用できます。
- ⑥ 部活や補習などで登校を許可された生徒以外は休日に登校することはできません。

2 制服や身だしなみについて

ア 制服は、原則として本校所定のものを着用すること。

冬期（10月下旬～5月上旬）

制服A…ブレザー・白ワイシャツ・ネクタイ・スラックス

制服B…ブレザー・白ワイシャツまたは白ブラウス・リボン・スカートまたはスラックス
（スラックス着用時はネクタイを着用）

夏期（5月中旬～10月上旬）

制服A…白ワイシャツまたは白ポロシャツ・スラックス

制服B…白ワイシャツまたは白ポロシャツ・スカートまたはスラックス

イ セーター・ベスト・カーディガンは、本校指定のものを着用すること。

ウ ソックスおよびストッキングの色は白・紺・黒・グレーとする。

エ 登下校にコート類を着用する場合は華美にならないものとし、必ずブレザーの上に着用する。校内では着用しない。

オ 靴は、屋外靴(黒色または茶色の革靴か運動靴)、上履き、体育館履きの区別使用をすること。

※上履きには入学式までに前方にはっきりと名字を記入する。落書きは厳禁。再購入していただきます。

カ 以下のことを禁止する。

① パーマや染髪・脱色・エクステ等、髪の毛の加工をすること。

② 化粧をすること。

③ カラーコンタクトレンズの装着。

④ 爪の装飾や加工。

⑤ アクセサリー（ネックレス、指輪、ピアス、サングラスなど）の装着。

⑥ スウェット・パーカーの着用（制服の下）。

⑦ スカートを切る、短くするなどの加工。加工した場合は再度購入していただきます。

キ 衣替えは5月上旬と10月上旬を移行期間とし、その期間は生徒保健部が別途定める。

ク やむを得ず規定に従えないことが生じた場合は、異装願を担任及び生徒保健部に提出し、異装許可証を発行してもらう。

3 持ち物について

- ① 家庭と学校の間連絡や様々な届け出をするために生徒手帳・身分証明書は常に携帯してください。
- ② 所持品には必ず記名し、持ち歩くロッカーにしまって施錠するかをして、自己管理をしっかりとしてください。
- ③ 貴重品や不必要な金銭は持ち込み禁止です。紛失や拾得をした場合は早急に先生に届け出てください。
- ④ 携帯電話やスマートホンの使用は認めますが、授業中や試験中は電源をオフにし、カバン内に入れてください。違反した場合は預かり指導を行います。

4 自転車等による通学について

- 自転車通学に関しては、以下の条件を満たした上で許可します。
- ① 自転車通学申請書を生徒保健部に届け出て、許可を得る。
※<許可の条件>・防犯登録及び自転車損害賠償保険加入が済んでいること。
・自転車は、スタンドがあり、自立するものに限る。
 - ② 通学申請書提出後にもらったステッカーを自転車後部に貼る。
 - ③ 交通ルールをよく守り、安全に留意して走行する。
 - ④ 法律で禁止されている行為（二人乗り・並列走行・車道逆行・携帯電話やイヤホンを使用しながらの運転・傘さし運転等）をしない。
 - ⑤ レインコートを購入し雨天時に着用をする。
 - ⑥ 学校が定めた場所に駐輪し、自転車には必ず施錠をする。
 - ⑦ バイクや自動車での通学、同乗も禁止しています。通学に限らず制服で乗車しないでください。

5 アルバイトについて

- ① アルバイトは禁止しています。家庭の事情等でやむを得ずアルバイトを必要とし従事させる場合は、担任に届け出てください。
※ アルバイトが原因で成績を低下させたり生活のリズムを崩したりしないように注意してください。

6 学校のきまりに違反した生徒に対する指導について

- ① 学校のきまりに違反した生徒に対しては、その内容や程度に応じて、担任による指導・学年指導・生徒保健部指導等を適時・適切に行います。
- 指導例 遅刻の多い生徒、アクセサリー（ピアスやネックレスなど）の着用、髪の毛の染色や脱色、授業中の携帯電話やスマートホンの使用など。
- ② 違反の回数を重ねたり指導に従わなかったり、下記の行為を行った生徒に対しては、校長注意や謹慎等の、特別指導を行います。
 - ・喫煙・飲酒・薬物使用の行為や所持（ライターやマッチも含む）をした者及び同席した者
 - ・窃盗・賭博・恐喝・催し物チケットの販売などの行為をした者
 - ・暴力・暴言・いじめ・授業妨害・迷惑行為など反社会的行為をした者
 - ・学校施設や設備及び器物を破損・損壊した者
※ 破損・損壊の修理や交換に関する費用は弁償していただきます。
 - ・定期考査時と返却時の不正行為をした者
 - ・バイクや自動車による登校をした者、または同乗者
 - ・SNSによる誹謗中傷

学校では、生徒が学校生活を楽しく送り、社会規範に合わせた行動がとれる人間と成長できるよう、ご家庭との連絡を緊密にしながら、よりよい指導をしていきたいと考えています。ご家庭との連絡は必要に応じて文書や電話で行います。ご家庭でも相談したいことがあれば担任等に連絡してください。

(電話番号03-3885-6971)

また、適宜、保護者会を開催し、学校生活や家庭内の生徒の様子について懇談したいと考えています。保護者の方全員に出席していただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。